

令和元年第4回美祢市議会定例会会議録（その1）

令和元年12月3日（火曜日）

1. 出席議員

1番	末永義美	2番	杉山武志
3番	戎屋昭彦	4番	猶野智和
5番	秋枝秀稔	6番	岡山隆
7番	高木法生	8番	三好睦子
9番	山中佳子	10番	岩本明央
11番	下井克己	12番	秋山哲朗
13番	徳並伍朗	14番	竹岡昌治
15番	安富法明	16番	荒山光広

2. 欠席議員 なし

3. 出席した事務局職員

議会事務局長	石田淳司	議会事務局係長	阿武泰貴
議会事務局主任	篠田真理		

4. 説明のため出席した者の職氏名

市長	西岡晃	副市長	波佐間敏
教育長	中本喜弘	病院事業管理者	高橋睦夫
代表監査委員	重村暢之	総務部長	田辺剛
総合政策部長	藤澤和昭	市民福祉部長	杉原功一
建設農林部長	志賀雅彦	観光商工部長	西田良平
美東総合支所長	東城泰典	秋芳総合支所長	鮎川弘子
会計管理者	三戸昌子	教育委員会事務局長	金子彰
上下水道局長	白井栄次	病院事業局管理部長	安村芳武
消防長	松永潤	総合政策部次長	繁田誠
上下水道局次長	岡田健二	総務部総務課長	竹内正夫
総務部財政課長	佐々木昭治	総合政策部地域振興課長	福田泰嗣
市民福祉部生活環境課長	古屋敦子	建設農林部農林課長	中村壽志
観光商工部観光総務課長	千々松雅幸	観光商工部商工労働課長	西村明久

教育委員会事務局
教育総務課長
上下水道局管理業務課長

河村 充 展
岡崎 輝 義

教育委員会事務局
生涯学習スポーツ推進課長

斉藤 正 憲

5. 付議事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 報告第 8号 平成30年度美祢市一般会計決算及び平成30年度美祢市農業集落排水事業特別会計決算不認定に係る措置の報告について
- 日程第 4 議案第101号 令和元年度美祢市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第 5 議案第102号 令和元年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第103号 令和元年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 7 議案第104号 令和元年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第105号 令和元年度美祢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第106号 令和元年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第107号 令和元年度美祢市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第11 議案第108号 令和元年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第109号 令和元年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第110号 令和元年度美祢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第111号 令和元年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第112号 令和元年度美祢市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第113号 令和元年度美祢市公共下水道事業会計補正予算

(第2号)

- 日程第17 議案第114号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第115号 美祢市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 日程第19 議案第116号 美祢市新本庁舎整備アドバイザー会議設置条例の一部改正について
- 日程第20 議案第117号 美祢市新総合支所庁舎等整備有識者会議設置条例の制定について
- 日程第21 議案第118号 美祢市一般職の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第22 議案第119号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第23 議案第120号 美祢市特別会計条例の一部改正について
- 日程第24 議案第121号 美祢市立小中学校児童生徒に対する通学費補助支給条例の全部改正について
- 日程第25 議案第122号 美祢市城原コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第26 議案第123号 美祢市秋芳檜の森野営場の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第27 議案第124号 美祢市観光事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第28 議案第125号 美祢市上下水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について
- 日程第29 議案第126号 第二次美祢市総合計画基本構想について
- 日程第30 議案第127号 美祢市有線テレビ放送施設の指定管理者の指定について

日程第 3 1 議案第 1 2 8 号 美祢市廃棄物処理施設の指定管理者の指定について

日程第 3 2 議案第 1 2 9 号 美祢市農産物加工施設の指定管理者の指定について

日程第 3 3 議案第 1 3 0 号 美祢市直売所みとうの指定管理者の指定について

日程第 3 4 議案第 1 3 1 号 美祢市勤労福祉会館及び美祢勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定について

日程第 3 5 議案第 1 3 2 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

日程第 3 6 議会の監査請求に基づく監査の結果について

6. 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開会

○議長（荒山光広君） おはようございます。これより、令和元年第4回美祢市議会定例会を開会いたします。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。

本定例会に本日までに送付してございますものは、執行部からは、報告第8号及び議案第101号から議案第132号までの計32件、事務局からは、会議予定表及び一般質問順序表でございます。

また、本日配付してございますものは、議事日程表（第1号）及び議案付託表の以上2件でございます。

御報告を終わります。

○議長（荒山光広君） 本日の議事日程は、配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、戎屋昭彦議員、猶野智和議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月19日までの17日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、会期は17日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、既に送付いたしております予定表のとおりでありますので、御了承をお願いいたします。

この際、西岡市長より発言の申し出がありましたので、発言を許可いたします。西岡市長。

〔市長 西岡 晃君 登壇〕

○市長（西岡 晃君） 議長のお許しをいただきましたので、2件御報告をさせていただきます。

まず最初に、本年11月5日、プラチナ構想ネットワークが主催する第7回プラ

チナ大賞で本市が表彰されましたので、その内容について簡単に御報告をさせていただきます。

このプラチナ大賞とは、少子高齢化、人口減少など社会や地域が抱える課題をアイデアあふれる方策や新技術などにより解決を図る自治体や企業の取り組みを表彰するもので、総務省、経済産業省などの後援を受けています。

本市は、市内に立地する全国初のPFI刑務所、美祢社会復帰促進センターとの共生のまちづくりを通じた地方創生を目指していますが、この取り組みをテーマにして第7回プラチナ大賞に応募していたところ、全国50の自治体や企業等の中から13団体が第1次審査である書類審査を通過し、11月5日、東京都のイイノホールで開催された最終審査会において、美祢市もプレゼンテーションを行いました。

その結果、本市は優秀賞・地域パートナーシップ賞を受賞するとともに、プラチナシティとしての認定を受けたところであります。

美祢社会復帰促進センターが開設されてから十数年経過しますが、市民の皆様、センターの職員の皆様のおかげで良好な関係を築けております。この場を借りて改めて御礼を申し上げます。今後も、美祢社会復帰促進センターを本市ならではの強みと考え、センターを活用した地方創生施策を一層打ち出していきたいと考えておりますので、引き続き御協力をお願いを申し上げます。

続きまして、美祢市観光協会と台湾の連江縣馬祖地質公園協会の協定締結について報告させていただきます。

令和元年11月26日、連江縣において、美祢市観光協会と連江縣馬祖地質公園協会が観光交流・学術交流促進に関する協定を締結されました。

本市からは、美祢市観光協会の山本会長をはじめ、協会副会長、事務局、そしてMine秋吉台ジオパーク推進協議会事務局、美祢市台北観光・交流事務所職員が訪問いたしました。

また、台湾からは、台湾交通部観光局副局长や連江縣知事も出席され、協定締結式が行われました。

平成26年2月に美祢市観光協会が野柳地質公園を管理する新空間国際股份有限公司と観光交流・学術交流促進に関する協定を締結されており、台湾からの来訪者の増加と活発なジオパークの交流が行われる契機となったところです。

そしてこのたび、美祢市観光協会と馬祖地質公園協会が観光交流・学術交流促進に関する協定を締結されたことにより、さらなる観光面・学術面での交流促進が期待されますとともに、観光交流は主に観光協会が、学術交流はM i n e秋吉台ジオパーク推進協議会が担うことで、お互いの交流人口の拡大、グローバルな視野を持った人材の育成、国際的なジオパーク活動の推進につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

〔市長 西岡 晃君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） 日程第3、報告第8号から日程第35、議案第132号までを会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。西岡市長。

〔市長 西岡 晃君 登壇〕

○市長（西岡 晃君） 本日、令和元年第4回美祢市議会定例会に提出いたしました報告1件、議案32件について御説明申し上げます。

報告第8号は、平成30年度美祢市一般会計決算及び平成30年度美祢市農業集落排水事業特別会計決算不認定に係わる措置の報告についてであります。

令和元年第3回美祢市議会定例会に提出いたしました平成30年度美祢市一般会計決算の認定について、及び平成30年度美祢市農業集落排水事業特別会計決算の認定についての2議案につきましては、一般会計決算では、小学校に空調機を設置した小学校施設整備事業における歳出科目や契約方法等が不適切であったことと、また農業集落排水事業特別会計決算では、消費税申告納付の遺漏に関する対応が不適切であったことから不認定となりました。

地方自治法第233条第7項では、普通地方公共団体の長は、「決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を議会に報告するとともに、これを公表しなければならない」と規定されております。

つきましては、このたび当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じましたので、市議会に報告いたしますとともに、広報・ホームページにより公表するものであります。

今後は引き続き業務改善に真摯に取り組み、再びこのような事態が起きないように

鋭意努力してまいり所存でありますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第101号から議案第106号までは、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じた職員の給与改定及び人事異動等に伴う人件費の費目間の調整に係る補正予算であります。

まず、議案第101号令和元年度美祢市一般会計補正予算（第7号）は、歳出において一般職員人件費など3,996万7,000円を減額し、歳入では基金繰入金を同額の3,996万7,000円減額することにより、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ162億5,267万5,000円とするものであります。

次に、議案第102号令和元年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、歳出において一般職員人件費を142万9,000円減額し、歳入では一般会計繰入金を同額の142万9,000円減額することにより、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億7,455万円とするものであります。

次に、議案第103号令和元年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第3号）は、歳出において一般職員人件費を413万2,000円減額する一方で、予備費を同額の413万2,000円追加し、歳入歳出予算の総額を7億272万4,000円とするものであります。

次に、議案第104号令和元年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第2号）は、歳出において一般職員人件費を3万2,000円減額し、歳入では一般会計繰入金を同額の3万2,000円減額することにより、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,855万3,000円とするものであります。

次に、議案第105号令和元年度美祢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、歳出において一般職員人件費を1万1,000円追加し、歳入では一般会計繰入金を同額の1万1,000円追加することにより、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,712万1,000円とするものであります。

次に、議案第106号令和元年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、歳出において一般職員人件費を460万2,000円減額する一方で、予備費を19万6,000円追加し、歳入では国県補助金を49万4,000円、一般会計繰入金を391万2,000円減額しております。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ440万6,

000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億5,049万9,000円とするものであります。

議案第107号は、令和元年度美祢市一般会計補正予算（第8号）であります。

このたびの補正は、今後の業務を進める上で緊急に必要な経費を追加するとともに、債務負担行為及び地方債の補正を行うものであります。

まず、歳出から御説明いたします。

総務費では、臨時職員賃金の追加や、平成29年2月19日に行われた秋吉台山焼きにおいて発生しました死亡事故に係る損害賠償金など5,115万2,000円を追加しております。

民生費では、事業所の廃止に伴う社会福祉施設整備費補助金返還金の追加や、入所児童の増加に伴う認定こども園の施設型給付費の追加など5,041万1,000円を追加しております。

衛生費では、リサイクルセンターに搬入される不燃物の増加に伴い、委託料を424万2,000円追加しております。

労働費では、勤労青少年ホームの老朽化に対応するため施設整備工事を追加するとともに、地方債の追加に伴う財源更正により840万6,000円を追加しております。

農林費では、新規就農者が増加したことに伴う給付金の追加や、制度改正に伴う農地中間管理機構への集積協力金の追加など1,415万8,000円を追加しております。

商工費では、道の駅みとうのトイレ改修工事に伴う仮設トイレのくみ取り手数料を44万円追加しております。

土木費では、危険家屋除却推進事業補助金や公営住宅の施設整備工事を追加し、合わせて598万8,000円を追加しております。

消防費では、消防庁舎・消防防災センターの建築工事の開始時期を変更することに伴い、工事請負費及び管理業務委託料を減額する一方で、消火栓新設改良等負担金などを追加し、合わせて9,982万3,000円を減額しております。

教育費では、来年度に必要となる特別支援教室を確保するため、施設整備工事として520万1,000円を追加しております。

一方、歳入においては、国県支出金や返還金などを特定財源として1億1,

705万5,000円を追加し、繰越金は一般財源として充当するとともに、基金繰入金を減額しております。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,888万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ162億9,155万9,000円とするものであります。

次に、債務負担行為の補正では、美祢市有線テレビ指定管理料ほか3件を追加するとともに、消防庁舎・消防防災センター整備事業の限度額を変更しております。

次に、地方債の補正では、福祉医療助成事業債ほか3件を追加するとともに、消防施設整備事業債の限度額を変更しております。

議案第108号は、令和元年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）であります。

このたびの補正は、歳出では、総務費においてマイナンバーカードを健康保険証として利用するための電算システム改修委託料を180万4,000円追加するとともに、基金積立金を9,670万9,000円追加しております。

また、諸支出金において、平成30年度実績に伴い、保険給付費等交付金償還金を1,024万3,000円減額する一方で、特定健康診査等負担金を111万2,000円追加するとともに、美東病院への直営診療施設勘定繰出金を5万円追加しております。

一方、歳入では、国県支出金、一般会計繰入金、繰越金を9,967万5,000円追加する一方で、保険給付費等返還金を1,024万3,000円減額しております。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,943万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億6,398万2,000円とするものであります。

議案第109号は、令和元年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第4号）であります。

このたびの補正は、歳出では、観光総務費において秋芳洞エレベーター施設の老朽化に対応するため、補修調査設計委託料等を554万円追加するとともに、基金積立金を7,000万円、予備費を397万6,000円追加しております。

一方、歳入では、繰越金を7,951万6,000円追加しております。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,951万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,224万円とするものであります。

議案第110号は、令和元年度美祢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）であります。

このたびの補正は、歳出では、公債費において地方債の元金及び利子として53万8,000円を追加し、歳入では、一般会計繰入金と同額の53万8,000円追加しております。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ2億1,765万9,000円とするものであります。

議案第111号は、令和元年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）であります。

このたびの補正は、歳出では、予備費を39万7,000円追加し、歳入では繰越金を同額の39万7,000円追加しております。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,164万円とするものであります。

議案第112号は、令和元年度美祢市水道事業会計補正予算（第2号）であります。

まず、収益的収入及び支出であります。

収益的収入では、営業収益におきまして、消火栓維持負担金として124万7,000円の追加と、営業外収益におきまして、国庫補助事業に財源の追加があったことから、消費税還付金を57万6,000円減額し、収入の合計を7億8,504万円とするものであります。

一方、収益的支出では、浄水場設備のポンプ類の修繕や配水管等の漏水による修繕が増加したため、営業費用における修繕費を1,540万円追加し、支出の合計を7億7,578万円とするものであります。

この補正により、税抜き収益的収支は、当年度純損失6,818万1,000円となる見込みであります。

次に、資本的収入及び支出であります。

国庫補助金が満額交付されることになったことから、資本的収入におきまして国庫支出金を1,800万5,000円追加し、企業債を1,900万円減額するものであります。

また、消火栓工事の増加により一般会計からの負担金を272万円追加し、収入の合計を8億6,680万4,000円とするものであります。

この補正により、資本的収入額が資本的支出額に不足する額は2億9,505万5,000円となり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,660万7,000円、当年度分損益勘定留保資金2億1,206万7,000円、建設改良積立金638万1,000円で補填するものであります。

議案第113号は、令和元年度美祢市公共下水道事業会計補正予算（第2号）であります。

このたびの補正の主なものは、美祢市浄化センター改築更新事業の事業費の減額による補正であります。

まず、収益的収支及び支出であります。

収益的収入では、国庫補助金が減額となることから、営業外収益におきまして消費税還付金を172万9,000円追加し、収入の合計を5億8,226万2,000円とするものであります。

この補正は、消費税還付金の追加でありますので、税抜きの収益的収支は既決予算と同じく、当年度純利益2,088万2,000円となるものであります。

次に、資本的収入及び支出であります。

資本的収入では、美祢市浄化センター改築更新事業に係る企業債を1,500万円、国庫補助金を2,333万5,000円減額し、資本的収入の合計額を3億4,867万円とするものであります。

資本的支出では、同事業の事業量等の変更により4,471万5,000円、支出額を4億9,533万8,000円とするものであります。

この補正により、資本的収入額が資本的支出額に不足する額は1億4,666万8,000円となり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,282万7,000円及び過年度分損益勘定留保資金1億3,384万1,000円で補填するものであります。

議案第114号は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

これは、地方公務員法及び地方自治法の改正による会計年度任用職員制度の導入に伴い関係条例の廃止を行うほか、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は令和2年4月1日から施行するものであります。

議案第115号は、美祢市固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日、またはこの条例の公布の日いずれか遅い日から施行するものであります。

議案第116号は、美祢市新本庁舎整備アドバイザー会議設置条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、新本庁舎整備に関して専門的な見地から設計業務に必要な具体的な意見や助言をいただき、より適正かつ効率的な新本庁舎の整備を行うため、委員の任期を新本庁舎整備に係る基本設計及び実施設計業務の完了まで延長するための所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は公布の日から施行するものであります。

議案第117号は、美祢市新総合支所庁舎等整備有識者会議設置条例の制定についてであります。

美祢市新総合支所庁舎等の整備については、基本構想を策定後、現在支援業者を選定し、新総合支所庁舎等整備基本計画策定及び基本設計業務を進めているところであります。

当該基本計画策定及び基本設計業務に当たっては、支援業者とは別に専門的な観点から知識と経験を有する者の意見や助言を求める必要があると考えることから、地方自治法第138条の4第3項の規定により、美祢市新総合支所庁舎等整備有識

者会議を設置するものであります。

なお、この条例は公布の日から施行するものであります。

議案第118号は、美祢市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります。

これは、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて職員等の給与改定を行うため、関係する4つの条例の一部改正をするものであります。

まず、美祢市一般職の職員の給与に関する条例の改正の主な内容は、給与月額を本年4月分から平均0.1%引き上げるとともに、勤勉手当を0.05カ月分増額するものであります。

なお、勤勉手当については、今年度は12月期の支給額を現行から0.05カ月分増額し、来年度以降は6月期及び12月期の支給額をそれぞれ現行から0.025カ月分増額するものであります。

また、美祢市病院事業管理者の給与等に関する条例においては、勤勉手当を同様に改正するとともに、美祢市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例においては、期末手当を今年度は12月期の支給額を現行から0.05カ月分増額し、来年度以降は6月期及び12月期の支給額をそれぞれ1.7カ月とするものであります。

議案第119号は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

これは、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による成年被後見人等に係る欠格条項の見直しに伴い、関係条例において所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は公布の日から施行するものであります。

議案第120号は、美祢市特別会計条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、経営状況の的確な把握や経営基盤の強化と財政マネジメントの向上などを目的として、令和2年度から美祢市観光事業及び美祢市農業集落排水事業に地方公営企業法の財務規定等を適用させ、公営企業会計に移行することから、令和元年度をもって美祢市観光事業特別会計及び美祢市農業集落排水事業特別会計を廃止するため、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は令和2年4月1日から施行するものであります。

議案第121号は、美祢市立小中学校児童生徒に対する通学費補助支給条例の全部改正についてであります。

現条例は、小中学校の児童生徒に対する通学費補助を目的とした条例であります。これまで地域によって不均衡な運用であったことから、このたび通学支援の在り方を見直し統一的な通学支援の制度として定めるため、現条例を全部改正し、新たに美祢市立小中学校児童生徒に対する通学支援に関する条例とするものであります。

なお、この条例は令和2年4月1日から施行するものであります。

議案第122号は、美祢市城原コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

これは、平成31年3月に閉校した旧城原小学校校舎をコミュニティセンターとして活用するため、条例を制定するものであります。

議案第123号は、美祢市秋芳檜の森野営場の設置及び管理に関する条例の廃止についてであります。

当該施設は、昭和55年に市民及び都市生活者に憩いの場を提供し、地域の観光農業を推進することを目的に設置されましたが、平成20年度以降利用実績がなく、施設の老朽化が顕著であることから野営場を閉鎖することとし、設置及び管理に関する条例を廃止するものであります。

議案第124号は、美祢市観光事業の設置等に関する条例の制定についてであります。

これは、令和2年度から観光事業を特別会計から公営企業会計へ移行するため、美祢市観光事業運営基金条例を廃止するとともに、関係条例につきまして所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は令和2年4月1日から施行するものであります。

議案第125号は、美祢市上下水道事業の設置等に関する条例等の一部改正についてであります。

これは、令和2年度から農業集落排水事業を特別会計から公営企業会計へ移行するため、関連の条例を改正するものであります。

なお、この条例は令和2年4月1日から施行するものであります。

議案第126号は、第二次美祢市総合計画基本構想についてであります。

この基本構想は、令和2年度以降の本市の総合的かつ計画的な行政運営の指針及び市民全体の総合計画として、市の将来像を定め、まちづくりの基本理念、基本目標、重点戦略及び土地利用構想を示し、それを実現するための施策の大綱・基本方針を明らかにするものです。

昨年度から美祢市総合計画審議会に諮問し、計17回にわたり検討を重ね審議をいただいた結果、総合的かつ計画的な行財政運営を着実に推進するとともに、人口減少問題や持続可能なまちづくりに積極的に取り組み、基本構想に掲げる本市の新しい将来像である「若者・女性・地域がかがやき こどもの笑い声が響く「誇れる郷土・秋吉台のまち」」の実現に向け、鋭意努力し推進するものとする答申をいただいたところであります。

この答申を最大限尊重し、第二次美祢市総合計画基本構想を策定するに当たり、美祢市総合計画条例第5条の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

議案第127号から議案第131号までは、公の施設に係る指定管理者の指定についてであります。

議案第127号は、美祢市有線テレビ放送施設の指定管理者に山口ケーブルビジョン株式会社を指定するものであります。

議案第128号は、美祢市廃棄物処理施設の指定管理者に有限会社美祢環境クリーンを指定するものであります。

議案第129号は、美祢市農産物加工施設の指定管理者に山口県農業協同組合を指定するものであります。

議案第130号は、美祢市直売所みとうの指定管理者に山口県農業協同組合を指定するものであります。

議案第131号は、美祢市勤労福祉会館及び美祢勤労者総合福祉センターの指定管理者に企業組合美祢市中高年雇用福祉事業団を指定するものであります。

それぞれの指定の期間につきましては、議案第127号及び議案第129号から議案第131号までは令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間とし、議案第128号については令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間としております。

以上、公の施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第

6項の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

議案第132号は、和解及び損害賠償の額を定めることについてであります。

これは、平成29年2月19日に発生いたしました秋吉台山焼き事故に係る和解及び損害賠償の額について、相手方との協議が整いましたので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、市議会の議決を求めるものであります。

以上でございます。

〔市長 西岡 晃君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） これにて、提案理由の説明を終わります。

これより、議案の質疑に入ります。

日程第3、報告第8号平成30年度美祢市一般会計決算及び平成30年度美祢市農業集落排水事業特別会計決算不認定に係る措置の報告についての質疑を行います。質疑はございませんか。安富議員。

○15番（安富法明君） この議案第8号、決算不認定に関わる措置なのですが、基本的に29年度も消費税等に関わる部分についてはありましたので、同じような報告がされているというふうに思っておりますが。

2つあります。1つは、小学校の空調設備の設置に関するものと農業集落排水事業の消費税の払い忘れということであります。

4つの講じた措置ということが取り上げられております——示されております。

全部は読み上げませんが、（2）として「指揮命令、責任所在の明確化」ということが記載されております。ちょっと読み上げてみます。「所属内における報告、連絡、相談を徹底し、情報と確認の共有化を図り、ミス等の未然防止に努めた。また、上司の的確な指示によるチェック機能の強化、指揮命令の明確化により、組織統治の確立を図った」、これが、講じた措置の2番目であります。

そこで私は思うんですが、消費税を払い忘れましてというのは番外な話ではあるんですが、これ分かります。

もう1つの小学校のエアコンの設置に関しては、そのとき議論となりましたことにつきましては、結局、市長が専決処分をされた。エアコンの設置についてはもちろん随意契約で実施をされ、その随意契約については非常に契約の内容について不備があったのではないかと、こういうふうなことが議論されたというふうに思いま

す。備品の購入等が適切であったのか、備品じゃないんじゃないかっていうふうな議論もありました。

申し上げたいことは、上司の指示を的確にということなんですが、私の認識は、上司の指示が的確でなかったんじゃないかっていうふうに申し上げたというふうに思うんです。

要するに、市長の——主管課においてはいろいろなことを検討されて、なるべくコンプライアンスといいますか、法令遵守っていいですか、公平性とかを担保するように議論がされたように記憶をしております。そういうふうな状況の中で、市長がどうしてもやるんだと、実施をしたいということで専決処分をされた。その結果、随意契約を行って契約の内容についてもかなり不備があったよと、こういうことです。

つまり、先ほど申し上げましたように、上司の的確な指示によるチェック機能の強化ということじゃなしに、上司の指示が的確でなかった場合に組織としてどういふふうな対応ができるか、修正ができるかといいますか、正しい道に戻れるかっていうことじゃないかというふうに思うんです。私の考え、間違ってるでしょうかね。

この辺についての認識をお伺いをいたします。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 安富議員の御質問でございます。

エアコンを全小学校に設置するに当たって、家庭用のエアコンを設置をするということをやろうということで、急いで行った結果、今回のような事態を招いたということでございます。

先ほど安富議員が言われるように、上司の指示が的確でなかったからミスをしたのではないかという御指摘でございます。

結果的にミスが出たということは、上司の指示が的確ではなかったという反省を込めて、これからの業務を邁進していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 安富議員。

○15番（安富法明君） 市長、素直に——素直にっていうと失礼かもしれませんが、市長としての責任を認めておられますので、これ以上申し上げませんが。

やはり基本的には、組織としてはその一つの間違ひがあつて、それが上司によるものであらうと部下によるものであらうと、それが正されることがやはり一番大切なことであり、それが市民の利益につながる、こういうふうにしてあります。

今後の対応を十分に確立をしていただきたいというふうにしてあります。

終わります。

○議長（荒山光広君） その他質疑はございませんか。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 今、安富議員が質問されましたが、ちょっと関連なんです。

ここに報告をいただきました。4件ほど出ておりますが、これについては再発防止をどのようにするか、その後の経過が詰められたと思います。

私、そこで問題は、どのような措置をしたのかが大事なんじゃないかなと思うんです。

1つは歳出科目、備品購入になつてた。今、安富議員もおっしゃつたように、中身は工事契約であつたものが備品購入にしてあつた。そこで、しかも契約方法が随時契約で、どこそこの学校まで持つて来てください。だから、契約書はそこまでしかないはずなんです。なのに工事をさせている。そうすると、その後、この備品を――備品なのか、備品てなつてるから、備品台帳にはどのように上げてあるのか。工事費を含めて備品としたものなのか、その辺もお伺ひしたいと思います。いわゆる台帳整理をどういうふうにしたのか。

それから、その後、廃校になつた学校がございます。その空調機が現在どのように活用されているか、この2点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 河村教育総務課長。

○教育委員会事務局教育総務課長（河村充展君） ただいまの御質問でございます。

こちらの件につきましては、昨年度の事業ということもございまして、監査のほうでもいろいろ御指摘をいただきながら調整を図っているところでございます。

備品台帳のほうには、その当時は記載がなかったかもしれませんが、現状といたしましてはきちんと整備をさせていただいているところでございます。

あわせて、廃校となつた空調機の現在の活用ということでございますが、教育委員会の中で活用をさせていただいているところでございます。コミュニティセンターがさせていただいている所もございますが、その部分につきましては、地域の方がお使いになる部屋についてはそのまま設置させていただいておりますが、

その他の部屋で使える空調機につきましては、他の用途ということで活用させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） ちょっと、課長の説明でよく分からないんですが、単純にお答えいただければと思うんです。

現在、廃校になってるところに設置された空調機がそのまま置いてあるのか、あるいは他の目的に使われたのか。

その学校に使うという目的で、しかもこれ一般会計でやられたと思うんですね。

そうしますと、今現在どのような用途で使われてるかというのをお尋ねしたんです。

○議長（荒山光広君） 河村教育総務課長。

○教育委員会事務局教育総務課長（河村充展君） 大変失礼いたしました。

既に廃校になった学校につきまして、コミュニティセンター化させていただく部分につきましては、そのまま現在も設置されたままとなっております。その他使われない部屋につきましては、学校関係等、他の部分に活用させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） さすが河村課長、分かったような分からんような……。

コミュニティセンターということは、今回条例化する一つしか私ないと思うんですが、そういうことですか。

○議長（荒山光広君） 河村教育総務課長。

○教育委員会事務局教育総務課長（河村充展君） ただいまの御質問でございますが、御指摘いただきました城原のコミュニティセンターの部分につきましては、そのまま設置したままということになっております。

以上です。

○議長（荒山光広君） その他質疑はございませんか。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） これ、質疑にあるかどうか分かりません。

今後についての話なんですけど、短期間に使って目的外をされるといときは、あらかじめやっぱり、議会のほうにも提案をされるときに今後は説明を加えていただ

きたいと思うんですね。

議会は学校の生徒たちに、夏休み急ぐからということで、すったもんだはありましたけど、議会としてはその予算は認めたわけでしょう。にもかかわらず、それからしばらくしたら用途替えをしていると。これは車が古くなったから新しいのを入れたと、どうしようもないから、まだ使えるからどっかの課が使うかというのとはちょっと違うと思うんですね。

その辺を今後予算を提案される時、どのようにお考えなのか最後の質問といたします。

○議長（荒山光広君） 中本教育長。

○教育長（中本喜弘君） 竹岡議員の御質問にお答えをさせていただきます。

用途替え使用ということで御指摘をいただきましたけれども、私どものほうでは、統廃合についてはまず地元の御意見に沿って進めさせていただいておりまして、廃校になったときに、施設の中の備品類がそのままの状態で置かれているよりは、ほかに活用ができればというふうな思いもしております。

今後そういう形で用途替え使用ということになりましたら、議会の皆さん方のほうにもきちんと御説明を申し上げた上で進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 質問と答弁が合わないんです。

私が申し上げたのは、いいですか。昨年の夏、しかも盆明けに設置されたもの、聞くところによると2日間使われたとおっしゃったんですね。2日間使われて、そしてまた用途替えをする。しかもそれは廃校って決まっていたんですね、もう。休校か廃校か分かりませんが決まっていた。決まっていたならば——我々はそこに設置するときに、地域の方が使われるからというのはある程度お聞きしてました。にもかかわらず、そこに置いてないんですね。完全によそに持って行ってるということになると、なぜ事前に予算化をされるときに、そういうことも説明をしていただけなかったのか、今後はどうされるんですかとお聞きしたんです。

今おっしゃったように、統合してその備品を有効活用しようというのとは違いますよと言ってるわけです。

その辺をもう1回お尋ねしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 中本教育長。

○教育長（中本喜弘君） 議員の御質問にきちんとお答えできなかったことを、おわびを申し上げます。

以降につきましては、議員のおっしゃるとおりでございますので、きちんと議会に説明した上で進めさせていただきたいと思います。

○議長（荒山光広君） その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、報告第8号を終わります。

日程第4、議案第101号令和元年度美祢市一般会計補正予算（第7号）の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第101号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第5、議案第102号令和元年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第102号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第6、議案第103号令和元年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第103号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第7、議案第104号令和元年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第104号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第8、議案第105号令和元年度美祢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第105号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第9、議案第106号令和元年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第106号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第10、議案第107号令和元年度美祢市一般会計補正予算（第8号）の質疑を行います。質疑はございませんか。岡山議員。

○6番（岡山 隆君） 議案第107号ですけれども、令和元年度美祢市一般会計補正予算（第7号）でありまして、その中で民生費ですね。この中で、入所児童の増加に伴う認定こども園への施設型給付費の追加など5,041万1,000円を追加しておるということであります。

今回、認定こども園、私立の幼稚園と申しますけれども、こういった施設が非常に老朽化、新しいところもあるんでしょうけど、実際もう30、年40年、こういったところの幼稚園関係の施設もかなり老朽化してきているなど。

それで今回、市としても施設型給付費として約5,000万円程度付けております。県は当然この倍ぐらいで1億ぐらい付けていると思っております。

それで、こういった認定こども園の施設型給付費、かなりの額が——市として出す額も大きいですので、問題はこの老朽化が対応として、これから園児の命を守っていく上においては非常に重要なことであると思っております。

それで、今回対象の施設というのは、またこれから要望があるかも分かりませんが、30年か40年か50年か、この辺の基準を超えた給付費を出すに当た

ってのこういった老朽化の施設が大体何年以上経ったら、こういう予算を付けていくのかどうか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 杉原市民福祉部長。

○市民福祉部長（杉原功一君） ただいまの御質問にお答えいたします。

施設何年という形のものってというのは、今資料も持っておりません。特に規定はないものではないかと思ってるんですが、施設の事情に応じて要求され、それで施設に対する予算等を計上していくという形になると思っております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 岡山議員。

○6番（岡山 隆君） いずれにしても、そういった認定こども園等の施設の耐震化など調査されてきたのかどうか。こういった対象の認定こども園等は40年以上から50年、このぐらいの形の施設がかなり私は美祿市内においては多いんじゃないかと思っております。

それで実際、耐震化をちゃんとした上で給付措置をしていくことは、私は大事ではないかと思っております。ただ、もう30年経ったからこういった給付措置をするとか、今聞いた中においては基準が明確になっていないなということを見受けられますので、この辺の捉え方、基準というのは、今後どうなのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 岡山議員の御質問でございますけれども、今回の老朽化に、また耐震化に伴う改築・改装でございますけれども、これにつきましては基準を市で設けるものではないというふうに認識をしております。

やはり国や県の基準がございますので、それに沿って対応し、市の負担金部分として一般会計から出していくというような流れであろうというふうに思っておりますので、まずは、認定こども園また保育園の私立のほうから申請をしていただいて、その申請が正しいかどうかを判断をして支出するものだというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 岡山議員。

○6番（岡山 隆君） 分かりました。いずれにしても今後、この認定こども園、逆

にまた公立もあるんでしょう。問題は今後、今の美祢市の認定こども園等を見ていくと、もはや30年、40年以上もたった施設がかなり増えてきております。

それで、小中学校では耐震化をちゃんと調べた上で耐震化を進めておる。昭和56年から耐震化の法律が変わりまして強化されてはきておりますけれども、それ以前の認定こども園などが結構ありますので、今後は私は小中学校として、またこの認定こども園等についても、市が助成しながら耐震化をちゃんと図って、今後こういう耐震化がない施設に関しては、しっかりと給付措置をとっていくことも私は重要と考えております。その辺の全国的にもこういったところのものが、私は明確になってないと思っておりますので、この辺をまずこの美祢市から、きちっとその辺を決めていただきたいと考えておりますので、最後の御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 岡山議員の御質問でございますけれども、美祢市にある認定こども園、2園ございますけれども、これにつきましては新設の方向の今申請が2園とも出てきております。ほかの保育園につきましても、随時対応をさせていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） その他質疑はございませんか。安富議員。

○15番（安富法明君） 予算書のページ数にしまして、22、23ページに、土木費のうちの住宅費で500万円程度の公営住宅整備事業というのが出てまいります。どのようなことをされるのかお聞きをいたします。

○議長（荒山光広君） 佐々木財政課長。

○総務部財政課長（佐々木昭治君） 安富議員の御質問にお答えします。——すみません、代わります。

○議長（荒山光広君） 志賀建設農林部長。

○建設農林部長（志賀雅彦君） この予算につきましては、東厚保町にあります大向住宅において、屋根の軒裏のボード及びしっくいが数カ所破損しておりますので、落下や雨漏りを防ぐために修復ないし外壁の塗り替えをするものでございます。

なお、この工事につきましては、国の補助金が2分の1ほどある——2分の1充当する事業となっております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 安富議員。

○15番（安富法明君） 所管外なのでお聞きしてるわけですが、実は今、人口がこういうふうには急激な人口減が進む中で、特に農業関係あたりも含めて新規就農者、あるいは市外からの転入者、こういう方に対する住宅の提供、こういうことが非常に大事になってきております。

特に、民間の空き家を利用する、こういうこと等も合わせて考えられなければならない——考えなきゃいけないと思うんですが、なかなか適当なっていうとちょっと語弊がありますが、例えば二、三年ぐらいの空き家だったら、そこそこ対応ができるんですが、なかなかもう10年も15年もたった空き家っていうのは、もう、何ていうの——改修費がかさんで、恐らく多少の補助金を出したぐらいではなかなかうまくいかない。

そういう中で、公営住宅にそういうふうな、例えば新規就農者あたりが、なるべくその就農する場所の近くの住宅を手当てをしてほしいっていう要望がどうもある。当たり前といえば当たり前なんです。

そういう中で、例えば市の方針とすれば、古い住宅はもう入居を受けない。要するに、更地にして返すなり、別の用途に考えましょうっていうふうな感じで進められているというふうに思うんですね。

そういう場合に、市の——何て言いますか、それぞれの公営住宅についての明確な情報、あるいはここは修理をしてでも住んでもらいましょうとかっていうふうな感じの適切な市民に対する情報が流れてるっていいですか——市民側からすればいただきたいといいですか、そういう情報をいただきたい。

ここは多少修理をしてでも——例えばですよ、もう、くみ取り式のトイレあたりで、若い人にいくらあれでもここでって、近いからといってもそういうわけにいきません。恐らく市とすれば、そういうふうな投資を今さら古い住宅にするっていうのは無理でしょう。

だから、その辺の明確な方針っていいですか、あるいは市外からの定住者に優先権があるのかどうなのか。自治体の公平性、公平公正な考え方からすると、もう何て言いますが、くじででもっていうふうな感じになるのかもしれない。そこらの一連の考え方について、ちょっとお答えいただければいただきたいというふうに思

います。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 安富議員の御質問にお答えをしたいと思います。またいろいろな御提言だったと思います。

確かに公営住宅・市営住宅、多くの市営住宅を今、美祢市が抱えております。今御指摘ございましたように、古い公営住宅におきましては、現在入居の募集をしてないところもございます。

そういった中で、市営住宅、今のところ募集をしても100%入居率、入居していただけるというような状況にもなっていないというのも一つ事実でございます。先ほど安富議員言われたように、何か特別な施策として、この公営住宅を活用していくっていう方法は非常に有効な手段だろうというふうに思っております。どういった方法で活用できるのか、そして今言われたように、新規就農者ないし——当然御存じだと思いますけれども公営住宅法っていうのがあって、入れる所得制限だとかいろいろなことがございます。これをどう撤廃できるのかということも含めて検討させていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 安富議員。

○15番（安富法明君） よろしくお願ひしたいと思うんですが、例えば新規就農される方にとって、例えばそれが複数名であったら、なるべく複数名が同じところで住みながら通勤といいますか、近くでそういうふうな住居っていいですか、生活の場を求めたいっていうのが人情だろうというふうに思いますし、効率的——日々の生活を考えても、効率的であったほうがいいと思うんですが。

私がお聞きしてるのは、確かに空いているところがあるからって言って、例えば秋芳の北部とか秋芳町のほうで、美東の三本松ですかね、あの辺だったりとかって。1人はこっち、1人はこっちとか、何とか入居の選考についても多少配慮をしてほしいんだらうなっていう印象を私は受けました。

そのようなことも、それが公平——市内の方を市の住宅なんだから、市営住宅なんだからっていうことで優先するっていうふうな考え方もあろうかというふうに思います。また、そうじゃなしに、こういう時代だから、市外からの移住者を優先するよとかっていう考え方もあってもおかしくはないというふうに思います。

行政として、その辺の考え方っていうものをある程度明確にしてほしい——されないと、また今度は違う人から不満が出るっていうふうなことにもなりかねません。

ですから、その辺のことを配慮していただきながら、お考えをお聞きをしたというのが実情です。よろしく申し上げます。

○議長（荒山光広君） その他質疑はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） お尋ねいたします。商工費なのですが、道の駅みとうのトイレの改修工事とあります。項ではくみ取り手数料の44万円の追加となっています。

この改修工事費は上がってませんが、トイレは県の施設ということもありまして、工事費は全額県の支出ではないかと思われませんが、どうなのでしょう。それと、その場合、設計とかどのようなになるとか、設計とか仕様書とか情報があれば教えていただきたいと思います。

○議長（荒山光広君） 西村商工労働課長。

○観光商工部商工労働課長（西村明久君） 三好議員の御質問にお答えいたします。

議員も申されましたとおり設置者は山口県でありますので、工事費、改修工事に関わるものは全て山口県のほうで行われるということでありまして。そのため、維持管理経費である、このたび補正に出しております、くみ取り料が美祢市のほうで支出するということでもあります。

それと内容的には、和式のトイレ、女性が4基、男性が1基ございますが、それを全て洋式化にするという改修工事と、あとは一部雨漏りしているところがあるので、その改修工事というふうにお聞きしております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第107号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第11、議案第108号令和元年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第108号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第12、議案第109号令和元年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第4号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第109号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第13、議案第110号令和元年度美祢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第110号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第14、議案第111号令和元年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第111号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第15号、議案第112号令和元年度美祢市水道事業会計補正予算（第2号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第112号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第16、議案第113号令和元年度美祢市公共下水道事業会計補正予算（第2号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第113号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第17、議案第114号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第114号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第18、議案第115号美祢市固定資産評価審査委員会条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第115号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第19、議案第116号美祢市新本庁舎整備アドバイザー会議設置条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第116号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第20、議案第117号美祢市新総合支所庁舎等整備有識者会議設置条例の制定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第117号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第21、議案第118号美祢市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第118号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第22、議案第119号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第119号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第23、議案第120号美祢市特別会計条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第120号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第24、議案第121号美祢市立小中学校児童生徒に対する通学費補助支給条例の全部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第121号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第25、議案第122号美祢市城原コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第122号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第26、議案第123号美祢市秋芳櫛の森野営場の設置及び管理に関する条例の廃止についての質疑を行います。質疑はありませんか。杉山議員。

○2番（杉山武志君） 私、所管の委員会に所属しておりませんので、この場で質問させていただきます。

秋芳檜の森野営場ですね、市民、市外からの憩いの場として活用されてきたと思うんですが、このたびで廃止する旨の条例、条例の廃止の今上程されておりますが、こちらには、私としてはそういう憩いの場をなくしたくないという思いもあるんですが、トイレですとか食事ができるようなテーブル等が設置されておるんですが、これ、条例が廃止になりましたときには、ここの後の維持管理、トイレがあればくみ取り等も必要になろうと思いますし、その後の維持管理をどうお考えなのか、一般質問でも市が所有する空き地等の維持管理についても、何度となくさせていただいておりますけど、ここがまた草ぼうぼうになって荒れ果ててはと思うんですが、維持管理についてどのようにお考えか伺います。

○議長（荒山光広君） 中村農林課長。

○建設農林部農林課長（中村壽志君） ただいまの杉山議員の御質問にお答えいたします。

老朽化しているトイレ、あるいは炊事場がございますが、今後廃止になった暁には撤去することを考えております。できましたら早いうちにということで、来年度予算に計上する予定に考えております。

また、草刈り等の保全管理につきましては、ため池が隣接してありますので、そちらの組合の方をお願いするように申し上げます。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 杉山議員。

○2番（杉山武志君） 今お話がありましたように、地元の方にも御協力いただいて、できるだけ荒れ果てることがないように維持管理していただけたらと思います。よろしく申し上げます。

○議長（荒山光広君） その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第123号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第27、議案第124号美祢市観光事業の設置等に関する条例の制定について

での質疑を行います。質疑はありませんか。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） ちょっと一、二お尋ねをしたいと思うんですが、今回の観光事業の設置に関する条例の制定、来年の4月1日から公営企業法に基づく一部適用ということで、財務規定等の適用だと思うんですね。

そうしますと、まず8条に、業務状況説明書類の作成というのがあるんです。これは公営企業法では、管理者が市長に——管理者が作成して市長に報告するとなっております。これ安易に市長——管理者のところ、「市長は」と変えてあるんです。これは同じことが言えると思うんですよね。上下水道も今、管理者がいらっしやらないということになると、全部適用かどうかというのはクエスチョンなんですが、市長がつくらなければならない。誰に報告するためつくるんですか。

それからもう1つ——それが1点です。単に公営企業法がこうなってるから管理者のところを市長に変えたよというんじゃあ、つじつまが合わないんですね。病院のところなんか見ると、やっぱりきちっと管理者がつくって市長に報告しなければならない。当然だと思います。

ですが、もう1点、2項、11月の30日までに作成する書類が前年度の決算状況を出すと、こうなってるんです。これは恐らく、公営企業法もそのままになってたと思うんです。というのは、我々が古い時代の話をしては悪いんですが、決算議会は12月だったんですよ。最近ではもう過去の数字を参考にできないっていうんで9月、少なくとも半年後ということになって9月決算をやってるわけですね。

なぜここが11月なのか、そのままになっているのか。実質に合わせて、私はやっぱり9月とすべきではないかと思うんですね。

それから、これの8条の3項、またあるんですよ。天災その他によってこれが出せないとき、市長はできるだけ速やかにつくれと、こう言っているんですよ。誰に出すのか分からないものをつくる。ここが明記されておられません。

それからもう1点。もう1点は、経営の基本方針、常に——今度は企業ですから、企業会計を——公営企業会計を適用しようという……。ここで、理念は分かるんです。「経済性を発揮するとともに」、その次がよく分からないんです。病院や下水道なら「公共の福祉を増進するよう運営する」ですから、経営するじゃないです、運営する。この辺がちょっと意味が分からないんです。この辺また説明願いたいと

思います。

以上です。

○議長（荒山光広君） 千々松観光総務課長。

○観光商工部観光総務課長（千々松雅幸君） 竹岡議員の御質問にお答えいたします。

まず、第8条についてでありますけれども、業務状況説明書類の作成についてであります。これは市長が作成をして、その財務状況等を住民に向けて公表するという意味合いで作成するというふうに考えております。そういう意味で、決算議会を経た上で11月、公表を踏まえての時期の設定をしておるというふうに思っております。

それから3点目の経営の基本方針についてであります。公共の福祉というところでありますけれども、この基本方針につきましては、地方公営企業法に書かれてある経営の基本方針を書いたのは——と同じものでありますけれども、常に経済性の発揮というものは企業会計でありますので当然でありますけれども、あわせて公共の福祉、観光事業は家族旅行村やリフレッシュパークといったものを持っております。そこにおきましては、福祉利用だとか公園としての利用とか、そういった利用の面もありますので、そういった効果を十分発揮するようという意味で記載をしております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 8条の問題は、いわゆる——どう言ったらいいですか、説明書類の作成をします。公営企業法では管理者が市長に対して報告をするという、これは当たり前の話なんですけど、今課長の答弁では、市民にとおっしゃったんですよ。そんなことは、また別なところで説明責任があるわけですね。

だから、安易に公営企業法をそのままちょっといじくって、一部適用するからといって、管理者のところを市長に変えただけじゃないんですか。これでは読み取れないんですね。

そして、例えば1項のところでは、5月31日までに作成しなければならない。これは、全適の場合は管理者が市長に報告しなければならない。これは分かるんです。誰につくって誰に報告しようとしてるんですか。その辺をちょっともう1回お聞きしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 多分これは教育経済委員会だと思うんですね、違うんですかね。

ちょっとまた議長にもお尋ねをしたいと思うんですけど、公営企業会計を今までは水道、病院は総務が持っておりましたが、昔は総務企業と言ってましたけど今は違います。その辺の議会の取り扱いも含めてですが。

今お答えいただかなくても、所管の委員会で議論をしていただければ結構です。問題を提起しておきたいと思います。

以上です。

○議長（荒山光広君） 所管の委員会に付託されますので、執行部のほうはそれまでにただいまの質疑についてよく整理をして、答弁できるようにしておいていただきたいと思います。よろしいですか。その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第124号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第28、議案第125号美祢市上下水道事業の設置等に関する条例等の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。安富議員。

○15番（安富法明君） 今の竹岡議員の質疑の中にも出てきたんですが、所管事項でありますので、また簡単に市長がおられる場でお聞きをして——二、三お聞きをしておきたいというふうに思うんですが。

農業集落排水事業を全適の今の公営企業法を当てはめるよと、こういうことなんですが、施行が4月1日からになっておりますよね。

今は事業管理者はおられません。波佐間副市長になられてからは空いてるはず。どういうふうな人事をされる——人事は市長の専権事項ですから4月1日までは施行されるんですからお選びになるってということなのかどうなのか——、そういうことだろうというふうに思うんですが。

それで、今が不在っていうことが法的には全適ですよっていうような——竹岡議員のお話の中にも出てきたんですが、今が一部適用なのか全適なのか分からんよねと、こういう話ですよ。事業管理者を置いてないわけですから。その辺の法的に

は別に問題ないのかどうか、お聞きをしておきます。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 安富議員の御質問にお答えをしたいと思います。法的には問題ないということでございます。先ほど、竹岡議員のお話等にも出てきましたけれども、読み替えを今しておりますけれども、本当にそれがいいのかどうかという問題については、議論をしていかなければいけないと思っておりますけれども、法的なところでの縛りは問題はないというところでございます。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 安富議員。

○15番（安富法明君） 4月以降、基本的には今の考えでは、管理者を置かないと。全部適用——公営企業法の全部適用はするけれども——全部適応ならん……おかしように思うんですが、置かれるつもりは今はないということですか。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 安富議員の御質問にお答えしますが、先ほども申しました管理者を置くってところについては議論の余地があるかと思っておりますけれども、現在のところは法的なところはクリアをしているというか、そういうことはございませんので現在は置いておらないというところでございます。

こういった管理者、全部適用となると普通で言えば社長だろうというふうに思いますけれども、管理者自身を置くほど——置くというスタンスをどういうふうにとるかというのは、今後の議論の中でさせていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 安富議員。

○15番（安富法明君） もう1つ、よく分からないんですが、事業管理者を置いて企業会計にするよってということで全部適用っていうふうに理解をしておったんですが、違うのであればそれはそうかもしれませんが、どっちにしても、その条例が施行日を明記してるわけですから、私は基本的にそれまでには明確にされる必要があるんだろうと。いいかげんなような気がしないでもないんですが。

それともう1つ、この会計には——会計っていいですか事業には、今農集入れれば農集あり下水ありコミプラもあるのかな。例えば、合併して12年になりますよ

ね。そういう中で、使用料っていう立場で物を考えたときには、市民からすれば同じ受益をしてる、下水という——と思うんですが、料金のほうが果たして明確に割り切れるような、市民から見て割り切れる体制になってないんじゃないかっていうふうな気もいたしております。

そういうことについては、市長の立場で統一的な、ある程度のものを出すようなお考えはないのかどうか、お聞きをします。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 安富議員の御質問でございますけれども、水道料金につきましては、現在統一を図ったところでございます。それに伴い、公共下水、農業集落排水、またコミュニティプラントの料金体系につきましても諮問を——有識者会議等を開きながら諮問をして、統一の方向に向けて議論を進めていかなければいけないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第125号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第29、議案第126号第二次美祢市総合計画基本構想についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第126号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第30、議案第127号美祢市有線テレビ放送施設の指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第127号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第31、議案第128号美祢市廃棄物処理施設の指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第128号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第32、議案第129号美祢市農産物加工施設の指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第129号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第33、議案第130号美祢市直売所みとうの指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第130号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第34、議案第131号美祢市勤労福祉会館及び美祢勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第131号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第35、議案第132号和解及び損害賠償の額を定めることについての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第132号は、所管の委員会へ付託いたします。

この際、暫時休憩いたします。なお、議員の皆さんには、各常任委員会の開催をお願いいたします。

午前 11時43分休憩

午後 3時28分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き、会議を開きます。西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

午前中、本会議の議案第107号令和元年度美祢市一般会計補正予算（第8号）の中で、岡山議員から民生費の認定こども園の補助率の件で質問がございました。

認定こども園の運営補助といたしましては、国が2分の1、県が4分の1ということですが、岡山議員からの御質問はこども園の建て替えに関わる補助の件でございました。県からの補助があるようなニュアンスで答弁いたしましたけれども、正確には、補助は国が2分の1、市が4分の1で県の補助はございません。訂正をさせていただきます。

また、建て替えの補助についての申請は、現在2園こども園が市内にございますけれども、1園のみが正式な申請をいただいております。もう1園につきましては要望をいただいております、今後申請が出るというようなことございますので、併せて訂正をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 日程第4、議案第101号から日程第9、議案第106号まで及び日程第21、議案第118号を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

本件に関し、常任委員長の報告を求めます。総務民生委員長。

〔総務民生委員長 末永義美君 登壇〕

○総務民生委員長（末永義美君） ただいまより、本日開催いたしました総務民生委員会の委員長報告を申し上げます。

本会議におきまして、本委員会に付託されました議案21件のうち5件について、先ほど審査してまいりましたので御報告申し上げます。

議案第118号美祢市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議

案第102号令和元年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第104号令和元年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第2号）、議案第105号令和元年度美祢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議案第106号令和元年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、委員全員出席のもと慎重に審査しましたところ、委員より特に質疑、意見はなく、全て全会一致にて原案のとおり可決しております。

以上をもちまして、総務民生委員長報告を終わります。

〔総務民生委員長 末永義美君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） 総務民生委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、総務民生委員長の報告を終わります。

〔総務民生委員長 末永義美君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） 続いて、教育経済委員長の報告を求めます。教育経済委員長。

〔教育経済委員長 戎屋昭彦君 登壇〕

○教育経済委員長（戎屋昭彦君） ただいまより、本日開催いたしました教育経済委員会の委員長報告を申し上げます。

初めに、継続審査となっております、議案第99号令和元年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第2号）について、継続審査を申し出たことの内容に対しまして、執行部より資料の提出を受け、説明を受けました。

また委員より、新たに2点の資料を求められ、次回12月10日開催の本委員会で質疑を行うこととなりました。

次に、本日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案9件のうち、1件について審査いたしましたので、御報告申し上げます。

議案第103号令和元年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第3号）について、慎重に審査いたしましたところ、委員より特に質疑、意見はなく、全会一致にて原案のとおり可決しております。

以上をもちまして、教育経済委員会の委員長報告を終わります。

〔教育経済委員長 戎屋昭彦君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） 教育経済委員長報告に対する質疑はありませんか。山中議員。

○9番（山中佳子君） 委員長は10月3日に議長宛てに、秋吉台・秋芳洞地域観光

地再生事業について閉会中の継続審査申出書を提出されております。そして、9月議会最終日の10月10日に、本会議においてこれは可決されました。

このことについて委員長は、次の12月、どういう形になるか分かりませんが、しっかりそれまでに委員会も開きながらやって、方向性を出していきたいというふうに思っていますと述べられています。

10月11日以降、12月2日の昨日まで57日間ありましたが、議会閉会中に教育経済委員会は開かれたのでしょうか。

○議長（荒山光広君） 戒屋教育経済委員長。

○教育経済委員長（戒屋昭彦君） 山中議員の質問にお答えします。

委員会は開かれましたかという御質問だと思います。委員会は開いておりません。

○議長（荒山光広君） 山中議員。

○9番（山中佳子君） それでは議会で議決された、この議案を閉会中審議しなかった理由についてお尋ねします。

○議長（荒山光広君） 戒屋教育経済委員長。

○教育経済委員長（戒屋昭彦君） 開かなかった理由につきましては、委員会のほうで、本会議にも委員長報告させていただきましたように、資料の要求、それから合意形成等がついていないということで継続審査にさせていただきました。

その間、いろんな資料を執行部の方、これは（聞き取り不可）けど、お話しさせていただいて要請をして、それが出てきたことにより、委員会を開こうとする時間を考えましたが、本日になりました。

○議長（荒山光広君） 山中議員。

○9番（山中佳子君） それでは、昨日まで資料が出てこなかったということでしょうか。きょうになって出てきたということでしょうか。

○議長（荒山光広君） 戒屋教育経済委員長。

○教育経済委員長（戒屋昭彦君） お答えいたします。

資料につきましては、タブレットに入ってきたのは本日でございます。

○議長（荒山光広君） 山中議員。

○9番（山中佳子君） それでは、委員長権限として催促なりされるべきであったのではないかと思います。この委員会は委員長の判断によって開くことができたと思います。執行部に要求することもできましたでしょうし、委員会の委員の皆さん

の合意形成といえますか、お話を聞かれるべきであったのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（荒山光広君） 戒屋委員長。

○教育経済委員長（戒屋昭彦君） 執行部の方とは、下井副委員長含めましてお話をさせていただきました。その間で、資料のほうもいろんな打ち合わせをさせていただいて、途中で開会をしようと考えても、資料のほうが不十分なところもありまして、委員の方と私は勉強会もさせていただきました。それで、本日委員会を開くことになりました。

○議長（荒山光広君） その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、教育経済委員長の報告を終わります。

〔教育経済委員長 戒屋昭彦君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） 続いて、予算決算委員長の報告を求めます。予算決算委員長。

〔予算決算委員長 猶野智和君 登壇〕

○予算決算委員長（猶野智和君） ただいまより、本日開催いたしました予算決算委員会の委員長報告をいたします。

本会議におきまして、本委員会に付託されました議案2件のうち1件について、先ほど審査いたしましたので御報告申し上げます。

議案第101号令和元年度美祢市一般会計補正予算（第7号）について、委員全員出席のもと慎重に審査いたしましたところ、委員より特に質疑、意見はなく、全会一致にて原案のとおり可決しております。

以上をもちまして、予算決算委員会の委員長報告を終わります。

〔予算決算委員長 猶野智和君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） 予算決算委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、予算決算委員長の報告を終わります。

〔予算決算委員長 猶野智和君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） 以上をもちまして、常任委員長の報告を終わります。

これより、議案の討論、採決に入ります。

日程第21、議案第118号美祢市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改

正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第118号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第101号令和元年度美祢市一般会計補正予算（第7号）の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第101号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第102号令和元年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第102号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第103号令和元年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第103号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第104号令和元年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第104号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第105号令和元年度美祢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第105号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第106号令和元年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第106号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第36、議会の監査請求に基づく監査の結果についてを議題といたします。

この際、代表監査委員より報告を求めます。重村代表監査委員。

○代表監査委員（重村暢之君） 美祢市議会から、地方自治法第98条第2項の規定に基づく監査請求があり、同法第199条第2項後段の規定に基づき監査を実施しましたので、監査の概要及び結果を報告いたします。

監査の結果につきましては、お手元の資料に詳細を記載しておりますが、本件監査請求は、令和元年10月15日付で美祢市議会から提出されたもので、観光開発及び農林開発に対する市の指導・監督が適正に行われているかについて、監査対象部局である商工労働課に対し監査を行い、その監査結果を同年11月29日に美祢市議会へ提出し、公表を行いました。

監査により確認した事実から、第三セクター等の経営健全化に関する国の指針において、地方公共団体の関与として示されている各法人の経営状況等の把握、監査、評価、議会への説明と住民への情報公開、経営責任の明確化と徹底した効率化等、財政支援の考え方の4項目について、資料6ページ中段の2監査委員の見解と改善を要する事項を申し上げます。

項目1の各法人の経営状況等の把握、監査、評価のうち、1点目の経営状況等の把握について、商工労働課における各法人の経営状況の把握は、各法人から提出された指定管理施設に係る報告書によるものにとどまっており、商工労働課と各法人が経営状況等について、定期的に情報交換を行う場は設けられていない。

商工労働課は提出された報告書について、所管課としての評価を行い、各法人にフィードバックすることが必要であり、また本年度より、観光開発からは毎月部門別損益計算書の提出を受け、より詳細な経営状況の把握に努めているところであるが、各法人と定期的に協議、検討を行う場を設け、指定管理料以外の収支を含めた全体の経営状況について情報を共有し、直近及び将来の経営状況、課題等の把握に努めるとともに適切な助言等を行われたい。

加えて、事業内容、組織体制の変更等を行う場合においては、商工労働課と各法人が協議を行い、内容を検証することにより、事業の実施状況、組織体制等の把握に努められたい。その際、市と各法人が行った協議内容については、報告書等の記

録として残すことを徹底されたい。

次に、2点目の経営状況等の監査について、市から財政援助を行っていることを踏まえ、経営の実態を把握し、必要な措置を講じるため、また監査結果を市民等に対し公表し、経営内容について透明性の確保を図るため、外部監査の導入について検討されたい。

続いて、3点目の経営状況等の評価のうち、1つ目の改革推進委員会における評価の活用について、各法人の経営状況の評価・分析は改革推進委員会で行われており、各委員の専門的な知識に基づき的確な意見が出されているが、それを受けて何らかの検討を行ったのか、どのような対策を講じ、その結果どうなったのかについて書類等での確認はできなかった。第三セクターの経営改善のために、改革推進委員会において評価・分析を行っているにもかかわらず、指摘を受けた事項について、経営に反映する体制が整っていないと推察する。

経営状況の評価・分析は、各法人は独立した形態として経営状況等の点検・評価を行い、市は出資者として、各法人自ら行った評価を踏まえ、事業や経営状況の点検・評価を行ったうえで、改革推進委員会において第三者の視点で専門的な観点から評価を行うとともに、あわせて経営改善等を効果的に進めるための助言等を求めるものであり、その評価、助言等を受けて経営改善に反映することが重要である。

いま一度、各法人、市、改革推進委員会の経営評価を通じて、三者でP D C Aサイクルを循環させることにより、各法人の経営健全化と自主・自立化を促進する体制を再構築されたい。

二つ目の経営改善計画等の進捗管理について、各法人が策定した経営改善計画や毎年ごとに設定している見直し事項についての進捗管理が行われていない。商工労働課は、主体性・独自性の発揮、効率化の観点をもって、経営改善計画等の進捗状況の把握、検証に努められたい。

特に農林開発においては、平成31年4月から業務のマネジメントを行うべき統括責任者が不在となっている状況にあるため、経営状況等の動向に留意し助言等に努められたい。

なお、経営改善計画の計画期間は、観光開発は平成30年3月まで、農林開発は令和2年3月までとなっているため、経営の方向性を示す新たな計画の策定については、各法人と検討の必要があると考える。

また、第三セクターの事業や経営状況を点検するにあたっての基本的事項を定めた市の指針については、状況の変化を踏まえ、随時現状に沿ったものに改定されたい。

3つ目の商工労働課における事務手続について、平成31年1月まで副市長が各法人の代表取締役を務めていたことから、指導・監督を行う立場とそれを受ける立場が同一であったため、市として意思決定する庁内の決裁等の事務処理と各法人に対する指導・監督としての必要事項の伝達を混同していた部分があると考えます。今後は、庁内及び各法人に対し、それぞれ適正な事務の執行について心がけていただきたい。

また、第三セクターに係る事務について、マニュアル等を整備するとともに、必要事項、懸案事項等を引き継ぎされるよう努められたい。

項目2の議会への説明と住民への情報公開について、各法人の財政状況等については、自治法等の規定に基づき情報開示されているが、市の指針に示されている美祿市第三セクター経営状況及び点検評価結果報告書の公表は平成29年度分から行われていないため、速やかに直近の事業年度分について情報開示されたい。

また、国の指針に示されている市が行っている財政支援、財政的リスク、将来の見通し等についても、市民に対し分かりやすい説明を行い、理解が得られるよう努めるとともに、各法人に対し自らが積極的に情報公開に取り組むよう指導されたい。

項目3の経営責任の明確化と徹底した効率化等のうち、1点目の経営責任の明確化について、平成31年4月1日から各法人の代表取締役に民間からの登用が行われているが、この登用において、市として検討を行い、意思決定した決裁等が見受けられず、他の出資者で行った協議以外の経緯が不明であり、適正な事務手続が行われているか確認できない部分が認められた。

第三セクターは独立した経営体として、自らの責任で事業を遂行する法人であるから、自立的・主体的な事業運営の確保と経営責任の明確化を図るため、役職員の選任については、国の指針に示されているように市が職務権限や責任にふさわしい人材を広く求め、民間の経営ノウハウを含めた適切な知見を有する人材を積極的に登用することは望ましいことである。

それゆえ、市は人材登用における選考基準を定めるとともに、何の目的のためにどのような人材を登用するのか、決裁等により市として意思決定した経緯を明らか

にすることが必要であると考え。透明性の確保という観点からも、市が出資している法人への役職員の登用として、市の意思決定の経緯、手続等について明確にすることを徹底されたい。

2点目の徹底した効率化等について、市は出資者として役職員の数及び給与の見直し、組織機構のスリム化等について、助言、指導・監督を行うために、各法人の組織体制、責任、サービス、会計及び資金の管理・運用等の重要事項について、市としての指導・監督方針や基準を速やかに策定し、徹底した効率化を図られたい。

項目4の財政支援の考え方について、第三セクターに対する市の財政支援として、施設に係る事業及び施設管理の業務を行うための指定管理料、特定の事業実施のための補助金が支出されている。

指定管理料に関して、農林開発に対する農林資源活用施設については、当初より収入で補えない経費を算出根拠としているが、観光開発に対する道の駅おふくについては、平成27年度以前は現場責任者の人件費、温泉部門における設備構造の変化、割引等の行政施策の実施、原油価格等の変動に伴う経費等を市が負担すべき経費として特定し算出しているのに対し、平成28年度以降は収入で補えない経費について算出しており、算出根拠が異なっている。

道の駅おふくの指定管理における基本協定、年度協定によれば、収入で補えない経費として設定した指定管理料が、決算において過大収益となった場合においても、精算条項の範囲内であれば返納とはならず、燃料費については、これとは別に指定経費として精算するとされていることから、結果として平成30年度は約2,200万円の指定管理料を収入とし、約1,100万円の当期純利益を計上することとなった。

改革推進委員会における意見にもあるように、指定管理料等が第三セクターの直接の収益、実質的な赤字補填となること、市の財政支援の結果として、累積欠損金を解消することは避けるべきであると考え。また、公の施設、道の駅おふくを使用し、大きな収益事業を行う指定管理料について、収入で補えない経費を市が支出することは、独立した経営体としての第三セクター（観光開発）自体の自助努力を阻害する事態を招きかねない。

収益性の大きい道の駅おふくの指定管理料については、市が負担すべき経費を特定し算出することが望ましいものであり、また収入で補えない経費を根拠とし、指

定管理料を算出している現在の方法においては、事業年度末に黒字が生じる場合、何らかの形で指定管理料を精算することが必要であると思慮する。

財政的関与については、国の指針に示されているとおり、第三セクター等の自立的な経営努力を促す面からも、財政支援は必要最小限の関与にとどめるべきであるから、指定管理に係る基本協定、年度協定の検討と併せて、各法人の経営状況を踏まえ、指定管理料の算出根拠等を含めた財政援助の在り方について再検討されたい。

最後に、監査委員の意見として、計画や指針を策定すること、改革推進委員会のための資料を作成することがゴールではなく、目的達成のために行う事業について、指針及び計画に基づき、各法人、市、改革推進委員会がそれぞれ評価を行い、改善点を見つけ、見直しを行い、次につなげていくことが重要であることを再認識されたい。

第三セクターへの財政的支援については、独立した事業主体として、自助努力によって経営が行われることが原則であることを踏まえ、漫然と継続する支援とならぬよう再検討されたい。

また、協議事項の内容、決裁等の市の意思決定の経緯等について、記録として保存することを徹底されたいとしております。

以上で、議会からの請求に基づく監査結果についての報告を終わります。

○議長（荒山光広君） 代表監査委員よりの報告に対する質疑はありませんか。安富議員。

○15番（安富法明君） ただいま、議会から請求をいたしました法的根拠のある監査請求に対する報告をいただきました。大変御苦勞が多かったというふうに思いますし、お礼を申し上げます。

この報告書は11月29日付であります。それぞれ議員の皆さんに配信をされたのも恐らくその後ですから、議員の皆さん方も恐らく、これに十分に目を通された形跡はないんじゃないかというふうに推察するわけですが。

私も、きのうあたりからこの監査報告を読んでおります。で、こういうふうに印をしてるんです。印だらけ。指摘事項が多すぎます。明らかに、これをここで理解をしながら報告者に見解を求めたり、あるいは執行部の御意見、意見を求めるというのまでできなくはないのかもしれませんが、私にはとてもそんな能力はありません。

また、これには添付資料が、総務省が出した第三セクターに関する指針ですか、

経営の健全化に関する指針、それを受けて、美祢市も同じような第三セクターに対する指針を出しております。こういうものに沿って事業がなされているか、経営がなされているかということも十分に検証される必要があります。

美祢市の第三セクターに関する指針ということで、最初にちょっと4行程度読ませていただきます。「美祢市において第三セクターは、市民福祉の向上、地域社会の貢献など様々な課題への対応を目的として設立され、行政機能を補完・代行する独立した事業主体として」云々とあります。

行政と連携しながらっていうふうなことが書いてあります。私は非常に大切な事業だというふうに思っております。

このことに関して、十分な議論の機会を設けていただくように議長をお願いをしたい、そういう機会をぜひつくりたいということでもあります。よろしくをお願いします。

○議長（荒山光広君） 後刻、検討させていただきたいと思います。その他、本件に関する質疑はございませんか。岡山議員。

○6番（岡山 隆君） 今、監査委員から、るる道の駅おふくにおける指定管理に関して説明がありました。今、安富議員も言われましたけれども、まだまだ報告を受けて簡単な目通しぐらいだけで、私も理解がまだできてないところも多々あります。

非常に今聞いていて、やっぱりなかなか10年以上、十五、六年経って、道の駅10年間は黒字経営でよかったところもあったわけでありまして。また、地域の農産物の出荷等で地域の活性化もあったと思いますけれども、それがもうできてから20年ぐらいですかね、そうなるとなかなか経営というものが、どこの道の駅を見ても経営が厳しくなっているということは伺っております。

それで特に、今回、その中で収益性の大きい道の駅おふくの指定管理料については、市が負担すべき経費を特定して算出することが望ましく、収入で賄えない経費を根拠として指定管理を算出している現在の方法には、事業年度末に黒字が生じる場合、何らかの形で指定管理料を精算することが必要であると言われてます。

ということで、要するに大事な部分は指定管理に関する基本協定、年度協定の検討とあわせて各法人の経営状況を踏まえ、指定管理料の算出根拠等を含めた財政援助の在り方について再検討されたいと、様々な、こういった大事な部分、この指定管理というのが収益を、資本を食い潰していつてる。それを指定管理料で賄って

くようなところが、何かそういった財政援助があるということで、そういったところをしっかりと見直していかなくちゃならないと、こういった監査委員の指摘もありましたので、今後どのような形で、今よりもいい形での経営運営ができるかということ、またしっかりと協議はしていきたいと安富議員も言われましたので同じように、これについてはちょっと深く協議していきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 本件に関する質疑はございませんか。秋山議員。

○12番（秋山哲朗君） 今、岡山議員も申されましたけども、観光開発の指定管理料、以前、私もそのときにいましたから分かるんですけども、同じことになるかも分かりませんが。

現場責任者の人件費並びに温泉部門における設備構造の変化、油代が上がったらそれでみようということと福祉の割引料、これ等が入っておったような気がするんですけども、その辺の数字等は今ここで分かっておりません。ですから、ぜひその辺も、なぜ28年度に増えてきたかということも中身はこれでは全然分かりませんので、ぜひそういったことも踏まえて、そういう会を持っていただきたいというのと。

もう1点、事業内容の変更等についてということでもありますけども、新規事業の実施、事業内容の変更等については、商工労働課は各法人からの事前協議を受けている、受けたほうが良いということでしょうけども、これ等は今の農林開発のほうですけども、今それに沿った事業をやっておられるかどうか。

また、聞くところによりますと、何か違うところの会社に行かれて、いろいろ交渉されたという話も聞いておりますけども、これは定かではありませんから、ぜひそういう場を、明らかにする場を持たせていただけたらと思います。

以上です。

○議長（荒山光広君） その他本件に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、議会の監査請求に基づく監査の結果についてを終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 4 時 0 8 分散会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年12月3日

美祢市議会議長

会議録署名議員

〃